

山武市景観ガイドライン 構成（案）

はじめに

- I. 景観ガイドラインとは
 - II. 景観ガイドラインの構成
- } 山武市ガイドラインの“目的”や“位置づけ”、“構成”について整理します。

山武市景観計画概要

- I. 「景観」の背景
 - II. 山武市が目指す景観づくり
- } 「山武市景観計画」に示した、山武市の景観づくりを進める上での基本的な考え方や配慮事項について整理します。

良好な景観形成に向けた配慮

- I. 景観づくりの心得・作法
 - II. 景観形成基準及び配慮事項の解説
- } 景観づくりをする際の“作法”として、景観形成基準及び配慮事項について、具体的な解説を整理します。

[作法1：ゆとりのある配置・規模にする]

- ・高さ・配置
- ・壁面

[作法2：デザインや色彩などに配慮し、周囲の良さを引き立たせる]

- ・形態意匠
- ・色彩
- ・素材
- ・夜間照明

[作法3：緑花などの自然素材を取り入れ、まちなみを魅せる]

- ・付帯施設
- ・外構・緑化
- ・駐車場
- ・法面・擁壁
- ・その他

- III. 大規模な建築物等について

コラム：一人ひとりができる景観づくりとは…

作法2 デザインや色彩などに配慮し、周囲の良さを引き立てる



色 彩

建物などの色彩は、“個性の演出”と“周囲とのバランス”の両面から考えましょう。

景観形成基準

- ・建物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とする。
- ・彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用する。
- ・木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩はこの限りではない。
- ・太陽光発電設備については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とすること。

具体イメージ

①原色に近い色は使わない

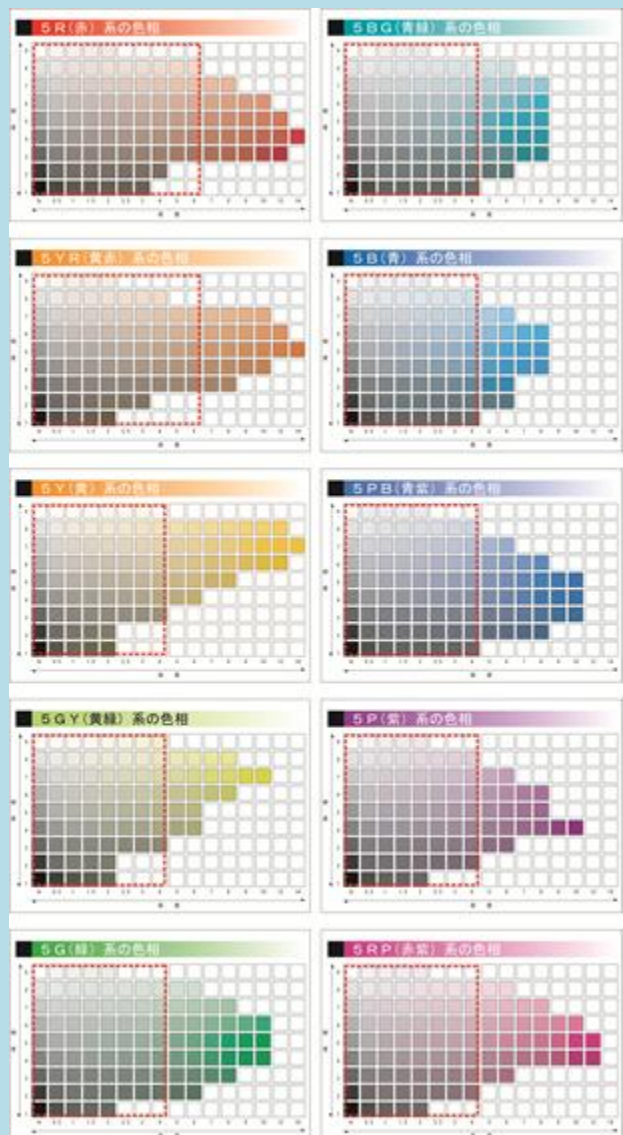


- ・屋根や外壁に、原色に近い派手な色を1色または複数色使うと、建物全体のバランスが悪くなり、周囲から浮いた印象になります。
- ・明るさ・鮮やかさを抑えつつ、類似色を使うことで、統一感が生まれ建物全体のバランスが調和します。

③派手な色はアクセントとして使う



- ・派手な色でも、屋根や外壁の全体に使用するのではなく、アクセントとして一部に使用することで建物全体のバランスが引き締まります。



作法3 緑花などの自然素材を取り入れ、まちなみを魅せる



外構

建物などの外構を“緑化”することで、緑の連続性を創出しましょう。

景観形成基準

- ・道路に面する部分の緑化に努めること。
- ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は修景に活かすよう配慮すること。
- ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
- ・太陽光発電設備については、道路側など人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、植栽などにより緑化すること。

具体イメージ



多様な樹種の植栽を施すことによって、通りからの目線に配慮するとともに、四季の変化を感じ取ることができます。



各家が植の生け垣を施すことによって、道路沿いに緑の連続性が創出されます。



生垣の他、板塀や花を外構に施すこともでも、緑の連続性の創出につながります。